

現行条例と改正法の共通ルールとの違い（全体像）

現行条例	改正後の個人情報保護法	現行条例との違い
<p>第1章 総則(第1条～第3条)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>目的、定義、実施機関の責務等</p> </div>	<p>第1章 総則(第1条～第3条)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>目的、定義、基本理念</p> </div> <p>第2章 国及び地方公共団体の責務等 (第4条～第6条)</p> <p>第3章 個人情報の保護に関する施策等 第1節 個人情報の保護に関する基本方針 (第7条) 第2節 国の施策(第8条～第11条) 第3節 地方公共団体の施策 (第12条～第14条)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護、区域内の事業者等への支援、苦済の処理のあっせん等</p> </div> <p>第4節 国及び地方公共団体の協力 (第15条)</p> <p>第4章 個人情報取扱事業者等の義務等 (第16条～第59条)</p> <p>第5章 行政機関等の義務等 第1節 総則(第60条)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>定義</p> </div>	<p><法の直接適用></p> <ul style="list-style-type: none"> 改正法の共通ルールが直接適用されるため、特に本市が独自で定めるべきもの以外は、条例の規定は不要となる。新条例の総則で規定するものの例としては、条例の位置付けや適用対象などが考えられる。 議会は、改正法の「行政機関等」の定義から除外されており、改正法の共通ルールの適用対象外である。 <p><定義の統一></p> <ul style="list-style-type: none"> 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報とされ、死者の情報が含まれない。また、容易照合可能性(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)が要件となる。個人識別符号が含まれるものも個人情報として規定されている。 「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「仮名加工情報」、「匿名加工情報」及び「個人関連情報」についての定義は、現行条例にないものである。これらのほか、「行政機関」及び「行政機関等」が規定されている。 <p><地方独立行政法人等の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> いわゆる規律移行法人等(地方公共団体の機関における病院、診療所及び大学を運営する業務並びに試験研究、大学の設置管理及び病院事業を行う地方独立行政法人)には原則として改正法第4章の民間部門の規定が適用される。ただし、安全管理措置義務(法令に基づき行う業務であって、政令で定めるものなどに限る)、個人情報ファイル簿の作成・公表、開示請求等に係る制度及び匿名加工情報の提供については、第5章の公的部門の規律が適用される。
<p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い(第4条～第8条の4)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>個人情報ファイルの保有に係る届出(第4条) 収集の制限等(第5条) 保有個人情報の適正管理(第6条) 事務の委託(第7条) 保有個人情報の利用及び提供の制限(第8条) 保有特定個人情報の利用の制限(第8条の2) 情報提供等記録の利用の制限(第8条の3) 保有特定個人情報の提供の制限(第8条の4)</p> </div>	<p>第2節 行政機関等における個人情報の取扱い(第61条～第73条)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>保有の制限等(第61条) 利用目的の明示(第62条) 適正な利用の禁止(第63条) 適正な取得(第64条) 正確性の確保(第65条) 安全管理措置(第66条) 従事者の義務(第67条) 漏えい等の報告等(第68条) 利用及び提供の制限(第69条) 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求(第70条) 外国にある第三者への提供の制限(第71条) 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求(第72条) 仮名加工情報の取扱いに係る義務(第73条)</p> </div> <p>第3節 個人情報ファイル(第74条、第75条)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>保有している個人情報ファイルについて、名称、利用目的、記録項目、記録範囲、収集方法などを記載した帳簿「個人情報ファイル簿」を作成し公表しなければならない(第75条)。 1,000人未満等のファイルは対象外。</p> </div> <p>インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならないと政令で規定されている。</p>	<p><収集の制限>(条例第5条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正法には、本人以外からの収集の制限とセンシティブ情報の収集の制限について直接的な規定がない。これらについても、個人情報の保有の制限に係る規定(法令に定める所掌事務の遂行に必要な場合に利用目的の達成に必要な範囲でのみ認められる)が適用されるだけである。 現行条例第5条の「目的の明確化、目的の達成に必要な範囲での収集等、適法かつ公正な手段による収集」については、法の保有の制限等、利用目的の明示、適正な取得及び正確性の確保に係る規定(法第61条、62条及び64条)がほぼ同趣旨である。 <p><利用及び提供の制限(制限解除の要件)>(条例第8条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正法(第69条)では、目的外利用等の制限解除は「相当の理由」や「特別の理由」があるときに要件となる。 現行条例では、制限を解除するための審査会(審議会等)への意見聴取手続に係る規定(条例第8条第1項7号)があるが、「目的外利用制限」に関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて、典型的に審査会等への諮問を行うべき旨を施行条例で定めることは認められない。また、「相当な理由があるとき」に該当するか否かについて、審査会等へ諮問し、審査会から答申を得ることは、法第129条に規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合」には該当しないとされている。(Q&A) <p><安全管理措置義務の対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> 改正法では、現行条例には規定していなかった再委託先の安全管理措置義務が規定される。 <p><個人情報ファイル簿の作成公表>(法第75条)</p> <p><個人情報ファイルに係る規定>(条例第4条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例第4条の個人情報ファイルに係る現行制度について、改正法の個人情報ファイル簿(個人情報ファイル単位)の作成・公表制度(法第75条)との関係を整理し、存廃を決める必要がある。

現行条例	改正後の個人情報保護法	現行条例との違い
<p>第3章 開示、訂正及び利用停止 (第9条～第34条)</p> <p>第1節 開示(第9条～第21条)</p> <p>第2節 訂正(第22条～第27条)</p> <p>第3節 利用停止(第28条～第31条)</p>	<p>第4節 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1款 開示(第76条～第89条)</p> <p>第2款 訂正(第90条～第97条)</p> <p>第3款 利用停止(第98条～第103条)</p>	<p><不開示の範囲等></p> <ul style="list-style-type: none"> 現行条例と改正法では不開示情報に係る規定のつくりが異なる。(現行条例は、本市の情報公開条例の非公開情報に係る規定と整合が図られている。) ※なお、不開示範囲の情報公開条例との整合性の確保については、条例で定めることができるとされている(法第78条第2項)。 <p><手続等></p> <ul style="list-style-type: none"> 開示等の手続等に次のような差異がある。 改正法では、任意代理人による開示請求等も認められる(現行条例では認めていない)。 開示等の決定期限について、改正法は請求から30日以内、現行条例は15日以内。また、段階的開示決定等について、改正法は請求から60日以内、現行条例は45日以内。 ※なお、法の規定に反しない範囲で、手続に関する事項を条例で定めることができるとされている。(法第108条) <p><その他開示等に係る検討事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 共通ルール化で必然的に変わるものではないが、手数料(現行条例では写しの作成に要する費用負担(実費相当)のみ)や、開示方法(現行の規則による取扱いに現実にもそぐわない部分がないか)等について、情報公開条例との整合性も図りながら、改めて検討する必要がある。
<p>第4節 審査請求の処理 (第32条～第34条)</p>	<p>第4款 審査請求(第104条～第107条)</p> <p>第5款 条例との関係(第108条)</p>	<p><審査会への諮問や審理手続の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 審査請求があったときの諮問(本市の情報公開・個人情報保護審査会は行政不服審査法第81条第1項の機関と位置付けられる)の根拠や、審理員による審理手続が除外される根拠については、条例ではなく改正法(法第105条、第106条)となる。 ※なお、情報公開条例による処分に対する審査請求の手続との整合性に留意しながら、審査会条例についても改正する必要がある。
	<p>第5節 行政機関等匿名加工情報の提供等 (第109条～第123条)</p> <p>個人情報ファイルを構成する保有個人情報 を加工して作成する行政機関等匿名加工 情報(特定の個人を識別できないよう、 かつ、元の個人情報を復元できないよう に個人情報を加工した情報)を事業の用 に供しようとする者の提案を定期的に募集 し、基準に適合するか審査し、適合した 者と契約し、加工情報を作成・提供す る。(例:生命保険会社による健康デー タ等の利活用など)</p> <p>なお、提案募集の対象となる個人情報 ファイルについては、その旨等を個人情 報ファイル簿に記載する必要がある。</p>	<p><行政機関等匿名加工情報の提供等>(法第109条～第123条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市にとって、新たな制度である。 留意点を確認しながら事務を構築していく必要がある。手数料については、施行条例に定める必要がある。 <p>(流れ) ファイル簿への記載→提案の募集 → 審査(受付・審査・通知) → 契約(申込み・手数料納付・締結) → 作成(匿名加工) → 提供</p>
<p>第4章 雑則(第35条～第40条)</p> <p>適用除外、苦情の処理、公益的法人等の 講ずべき措置等、苦情相談の処理、運用 状況の公表、委任規定</p>	<p>第6節 雑則(第124条～第129条)</p> <p>適用除外等、適用の特例、権限又は事 務の委任、開示請求をしようとする者 に対する情報の提供等、行政機関等に おける個人情報等の取扱いに関する苦 情処理、地方公共団体等に置く審議会 等への諮問</p>	<p><審議会の役割>(法第129条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正法では、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認めるときは、審議会等に諮問することができる。とされている。 現行条例にある「本人以外からの個人情報の収集制限」、「センシティブ情報の収集制限」及び「個人情報の目的外利用、提供制限」の解除について、審議会等への意見聴取手続がなくなる。個別案件における個人情報の取扱いについて、典型的に審議会等への諮問を行うべき旨を施行条例で定めることは認められない。

現行条例	改正後の個人情報保護法	現行条例との違い																									
	<p>第6章 個人情報保護委員会</p> <p>第1節 設置等</p> <p>第2節 監督及び監視</p> <p>第1款 個人情報取扱事業者等の監督</p> <p>第2款 認定個人情報保護団体の監督</p> <p>第3款 行政機関等の監視 (第156条～第160条)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 資料の提出の要求及び実地調査、指導及び助言、勧告、勧告に基づいてとった措置についての報告の要求、委員会の権限の行使の制限 </div> <p>第3節 送達</p> <p>第4節 雑則 (第165条～第170条)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 施行の状況の公表、地方公共団体による必要な情報の提供等の求め、条例を定めたときの届出、国会に対する報告、案内所の整備、地方公共団体が処理する事務 </div>	<p><個人情報保護委員会との新たな関係></p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会が行政機関等に対しても、指導、助言、勧告等を行うことになる（法第156条～160条）。 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するために、個人情報保護委員会に必要な情報の提供や技術的な助言を求められることができる（法第166条）。 地方公共団体の長は、改正法に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、委員会に届け出なければならない（法第167条）。など 																									
<p>第5章 罰則（第41条～第45条）</p>	<p>第7章 雑則（第171条～第175条） (略)</p> <p>第8章 罰則（第176条～第185条）</p>	<p><罰則の対象者等></p> <ul style="list-style-type: none"> 現行条例の罰則に比べ下線部が強化される。 <table border="1" data-bbox="871 1151 1501 1832"> <thead> <tr> <th></th> <th>主 体</th> <th>対象情報</th> <th>行 為</th> <th>量 刑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>・職員等(であった者) ・受託事務に従事している者(していた者) ・公の施設の指定管理業務に従事している者(していた者)</td> <td>個人の秘密に属する事項が記録された電算処理ファイル</td> <td>正当な理由がないのに提供</td> <td>2年以下の懲役又は100万円以下の罰金</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>※ <u>再委託先等の業務従事者や行政機関等における派遣労働者も対象となる</u>ことが明起</td> <td>業務に関して知り得た個人情報</td> <td>不正な利益を図る目的で提供又は盗用</td> <td>1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>職員等</td> <td>個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録</td> <td>職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で収集</td> <td>1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>偽りその他不正な手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者</td> <td>10万円以下の過料</td> </tr> </tbody> </table>		主 体	対象情報	行 為	量 刑	1	・職員等(であった者) ・受託事務に従事している者(していた者) ・公の施設の指定管理業務に従事している者(していた者)	個人の秘密に属する事項が記録された電算処理ファイル	正当な理由がないのに提供	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	2	※ <u>再委託先等の業務従事者や行政機関等における派遣労働者も対象となる</u> ことが明起	業務に関して知り得た個人情報	不正な利益を図る目的で提供又は盗用	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	3	職員等	個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録	職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で収集	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	4			偽りその他不正な手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者	10万円以下の過料
	主 体	対象情報	行 為	量 刑																							
1	・職員等(であった者) ・受託事務に従事している者(していた者) ・公の施設の指定管理業務に従事している者(していた者)	個人の秘密に属する事項が記録された電算処理ファイル	正当な理由がないのに提供	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金																							
2	※ <u>再委託先等の業務従事者や行政機関等における派遣労働者も対象となる</u> ことが明起	業務に関して知り得た個人情報	不正な利益を図る目的で提供又は盗用	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金																							
3	職員等	個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録	職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で収集	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金																							
4			偽りその他不正な手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者	10万円以下の過料																							